

# 相伝 -souden



「相伝」という言葉は、技を伝える方法で先生から生徒へ直接教えることという直訳です。難しい相続や贈与など、資産税に関することを事例を交えながらわかりやすく書いています。ぜひご一読ください。

----- このレポートを読んでもらいたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2025.1.20 vol.117



年頭所感



合理化という名の行政サービスの廃止が私達を幸せにするのだろうか？！

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



私ども上坂会計グループは創業1970年 顧問先数500社を越える  
会計事務所を母体にしたコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計/株式会社 上坂経営センター/株式会社 ライフデザイン研究所  
株式会社 ビジネス・アイ/社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ

UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANAGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)

福井ほっとする相続相談室(福井事務所) 福井市江守中2丁目1312 TEL: 0120-939-243

【今立事務所(本社)】福井県越前市赤坂町4-1 【小浜事務所】福井県小浜市小浜白鬚100

URL: <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL: [soden@uesaka.ne.jp](mailto:soden@uesaka.ne.jp)

## 年頭所感

Writer 相続診断士／一級ファイナンシャルプランニング技能士 蒲 幸恵

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。  
2025年（令和7年）も皆さまにとって幸多き1年でありますようお祈りいたします。  
この相伝も発行17年目を迎える年となります。ご購入いただける皆様がいくださり  
継続することができます。スタッフ一同お礼申し上げます。ありがとうございます。

昨年は、小浜事務所でも相続無料相談会を開催し、多数の相談をいただき嶺南地域での  
取り組みも広がった1年でした。引き続き、私達は、“ほっとする相続”というミッシ  
ョンを掲げ、相続に関するお客様の困りごとに寄り添い続けていきます。

また、上坂会計グループの2025年全体目標は、『遠くまで想いを馳せ美しく生きよう』  
～アジャイル&レジリエンス 俊敏さ粘り強さで時代を包み込もう 世界平和を祈り  
続けよう～です。

アジャイル思考とは、変動が激しく先が見えない時代において、目まぐるしい変化に柔  
軟に対応していくのに適した思考。そしてレジリエンスとは、語源は英語で、「回復力」  
「弾性（しなやかさ）」を意味します。ビジネスにおいては、想定外の出来ごとに対し、  
冷静かつ臨機応変に対応できる力や変化にしなやかに対応できる力と捉えています。

最近、見えているものは5%くらいで見えないものは95%を占めると聞き、見えないも  
のの存在を意識していくことの重要性を感じています。それは日本人が潜在的にもって  
いるものではないのだろうかと思うのです。例えば、茶道では、茶を点てる際の静かな  
所作や器の選び方に、相手への心遣いが表現されています。見えないものを意識するこ  
とで、自分の言動がより自然で奥深いものになり、結果として相手に伝わるのではない  
でしょうか。ですので、見えないものを意識することは、現代の忙しさの中で失われが  
ちな「静かな配慮」や「相手を思いやる心」を育むものになると思いますし、そういつ  
たことを考えて行動していきたいと思うのです。お客様への想いにおいても、直接言葉  
や行動に現れなくても、その気持ちはふとした細かい仕草や態度に表れるものですので、  
しっかりとそういったことにも想いを深めて参ります。

私達、福井ほっとする相続相談室では、今年も引き続き、お客様にほっとしていただ  
けるように、聴く力と叶える力を磨き続け、2つのことに挑戦したいと思います。

### ① 無料相談会、お客様面談

福井、今立（越前市）、小浜にて相続に関する無料相談会を実施して10年近く経ちます。  
様々なお客様の相続の課題をメンバーがしっかり聴かせていただき、顕在化した課題の  
解決に向かいます。毎日お話をお聞きする中で、故人がどのような方だったのか。財産  
以外に家族に残された言葉やものはなんなのか？お話しから垣間見れる瞬間もあり、あ  
たたかな家族エピソードやその方を偲ぶ時間を私達は大事にしています。  
その最後のお手伝いをご家族と一緒にさせていただける機会を大切に考えています。

### ② 生前の財産管理について

昨年度から弁護士の先生方と家族信託（民事信託）の勉強会を重ねてきました。皆さんが認知症やご病気などで意思能力がなくなったときに、金銭や不動産管理についての民法と税法の視点から課題を解決すること。なかなか奥深く、学びが深められた1年間でした。成年後見人制度はありますが、法律にしばられ使い勝手があまりよくないため、家族信託（民事信託）制度がでてきている意味もわかったように思います。昨年はセミナーや相談会は実施できませんでしたが、今年は実施したいと考えておりますので、今しばらくお待ちください。

福井ほっとする相続相談室のメンバーも1年1年経験を重ねて、お客様に想いを馳せて寄り添っていける人間性に磨きをかけて参ります。引き続き、上坂会計グループ 福井ほっとする相続相談室を何卒よろしく願いいたします。



## 合理化という名の行政サービスの廃止が私達を幸せにするのだろうか？！

Writer 公認会計士／税理士 上坂 朋宏

あけましておめでとうございます。  
今年も皆様のお役にたてるよう「相伝」を発信していきますのでよろしくお願いいたします。

さて、世の中、合理化合理化が叫ばれていて、IT化さらにはAIの登場でますますこの傾向は加速しているように思います。

皆さんの生活はどうか？どこに行っても支払いがキャッシュレス、振込はパソコンから、そして食事に行くとお店のメニューはデジタル化。このまま加速するとどうなっていくのでしょうか？？多くの作業はロボットと話をしながら？？もしくはロボットが考えて動きだす・・・。

そんなことを思う今日この頃ですが、私どもが日々関わっている税務行政においてもこの流れは加速しています。

### ■DXは国税庁から？？

政府が推進するDX（デジタルトランスフォーメーション）ですが、財務省の外局である国税庁は率先して進めます。そういえば、マイナンバーの利用も国税が義務化しました。申告書や源泉徴収票、支払調書などにマイナンバーの記載を求めました。そんな中で、国税庁は、**キャッシュレス納付の利用拡大**に取り組んでいます。具体的には、令和6年5月から次のような場合には納付書の送付を行わないことになっています

- ・ e-Tax で申告書を提出している法人
- ・ e-Tax で予定納税額の通知を希望した個人
- ・ 納付書を使用しないで納付している法人・個人

ちなみにe-Taxで申告しておらず納付をしている方には従前どおり送られてきます。  
(ただし振替納税の方には届きません)

つまり、e-Taxで申告をしている場合は、納付書は届かないということです。電子申告している人なら、納付書を送らなくても大丈夫でしょうということだと思います。しかし、納付書が送られてくることについては、とても重要な効果があると思うのです。それは、「税金の納付を思い出す！」という効果です。

納付書の送付という行政サービスが削られたので、今後はすべて自己管理をしなくてはなりませんし、もし納付を忘れて遅れてしまえば延滞税がかかります。

特に、法人税等の中間納付は要注意です。実務上、中間納付では申告手続きを行わないことが多いため、納付書の存在をもって納税のことを思い出していたのではないのでしょうか？ 上述しましたように、これは忘れると自己責任ですので、延滞税が課されることになります。

### ■納付書以外の納付方法

では、納付書以外の納付方法にはどのようなものがあるのでしょうか？

- ①振替納税（申告所得税・個人の消費税）
- ②ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）
- ③インターネットバンキングやATMでの納付
- ④クレジットカード納付（1回あたり1,000万円まで）
- ⑤コンビニ納付（30万円まで）
- ⑥スマホアプリ納付（30万円まで）



の方法があります。上記のうち、法人が実際使えるのは、②か③だと思います。①は個人のみですし、他は限度額があるため使い勝手が悪いと思います。

※納付の方法でわからないことなどあれば、私達に問い合わせただいてもよいですし、最寄りの税務署や顧問税理士にお問い合わせくださいね。

最後になりますが、最近のIT化について思うことを書きます。

今後、ますますIT化やAIを使ったDX化は加速します。その流れはもう止めることはできないと思いますので、如何に効果的に活用していくか？は、私達1人1人が考えて行動しなければならないことです。

ただ、そのとき、「最先端の技術を利用して、より合理的に・・・」というような言葉がってきます。これを利用したら、本当に幸せに近づくのか？と一度立ち止まって考えて、それからどのような行動をするのか？決めるとよいと思います。

仕事は、そこに集う方達を幸せにすることが目的だからですね。

### 相続アドバイザーのつぶやき

皆様にもっと気軽に読んでいただきたいと、今月号より相伝をプチリニューアルいたしました！  
専門的なレポートなので少しボリュームを落として、ちょっとした隙間時間や休憩中などのお茶のお供にぜひ読んでいただけましたら幸いです。

今年も皆様のお役に立つ情報をお届けできるよう、相続チームメンバー一同しっかりと学び続けご相談対応にも努めてまいりますので、気になることがあれば無料相談などもご利用ください。  
本年もどうぞよろしくお願いいたします。